

令和２年度群馬県やま・さと応縁隊活動調査公募要領

「やま・さと応縁隊」を募集します

1 趣旨

「群馬県やま・さと応縁隊活動調査実施要領（令和２年３月１３日付け農整第30289-38号）」に基づき、「やま・さと応縁隊」の委託者を募集する。

公募期間：令和２年４月１日（水）～４月３０日（木）

2 業務委託内容等

別添「群馬県やま・さと応縁隊活動調査業務委託仕様書」のとおりとする。

＜活動団体に期待すること＞

一過性の活動としないため、地域との協働に努めるとともに、地域資源を活かした交流事業、地域の魅力が伝わる広報活動、地域の食材を使った特産品開発、その他市町村の課題解決の一助となり、成果を地域に提案・還元する年間を通じた活動を期待します。

＜活動地域が未定の団体について＞

活動地域が未定の団体については、企画提案書提出の際に事前に相談ください。
提案内容を確認のうえ、活動地域を紹介させていただきます。

3 応募手続

(1) 応募資格

次の条件を全て満たしていること。

- ア 群馬県内に通年常設しているキャンパスを有する大学、短期大学（以下「大学等」という。）であること。
- イ 大学等の指導教員と複数の学生で構成する「やま・さと応縁隊」として、中山間地域等の集落で活動調査を行うこと。

(2) 応募に必要な書類

- ア 企画提案書（様式１）
- イ 経費見積書（様式２）
- ウ その他必要に応じて参考となる資料

※ 応募に必要な書類は、ぐんまグリーン・ツーリズムホームページ（<http://www.gunma-gt.jp>）からダウンロードすることができる。

(3) 提出方法・提出先

下記「１ 問合せ先」へメールで電子ファイルを提出すること。

(4) 提出期限

令和２年４月３０日（木）１７時（必着）

(5) 留意事項

- ア 応募資格を有しない者が提出した書類は無効とする。
- イ 書類の作成及び提出に係る経費は応募者の負担とする。

4 募集团体数と委託費

5 団体程度（予算の範囲内で調整）

1 団体につき上限 500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託事業の採択

(1) 審査委員会の開催

優れた提案を選定するため、別添「令和 2 年度群馬県やま・さと応援隊活動調査業務委託審査要領」により審査委員会を開催して審査する。

(2) 審査委員会の日時・場所

5 月中旬に群馬県庁内会議室で開催する審査委員会で応募者によるプレゼンテーションを実施する。

(3) 契約候補者の決定

選定の結果は、郵送で応募者全員に通知する。

(4) その他

採択された提案事業については、契約時まで、必要に応じて契約候補者との間で調整の上、修正等を行うことがある。

6 委託契約

(1) 契約方法

原則として、県が定めた様式（請書）を使用し契約を交わすものとするが、大学の規程による契約方法でも差し支えない。

(2) 委託期間

契約締結年度の 2 月末日までとする。

7 委託費

(1) 委託費の扱い

原則として、委託事業終了後に受託者の成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、前金払いにより支払うものとする。ただし、協議の上、必要があると認めた場合には前金払いをすることができるものとする。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果のとりまとめに直接的に必要な経費（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、間接経費等が必要な場合は直接経費の上限 10% まで見込むことができる。対象となる経費の内訳は別添のとおりとする。

(3) 適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が県民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の趣旨及び目的、本応募要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。不適切な執行があった場合には、契約の取消しや契約額の減額を行う可能性がある。

8 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりを想定している。ただし、変更することがある。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・令和2年4月1日～4月30日 | 公募 |
| ・令和2年5月中旬 | 審査会、委託候補者決定 |
| ・令和2年5月下旬～6月上旬 | 契約締結 |
| ・契約締結日～令和3年2月末日 | 事業実施 |
| ・令和2年9月上旬 | 中間報告会（関係者のみ） |
| ・令和3年2月中旬 | 活動成果発表会（一般公開） |

9 これまでの活動実績の取扱い

- (1) これまで「やま・さと応募隊」として活動実績がある応募団体が、同一地域でなおかつ同一テーマで実施する場合には、3年間を限度とする。
- (2) これまでの活動実績にかかわらず、毎年度審査を行う。

10 その他

- (1) 応募に関する説明会は開催しない。ただし下記問合せ先で随時質問等を受け付ける。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (3) 活動場所が未定の団体についても応募可能とし、審査の優劣に影響はない。

11 問合せ先

群馬県農政部農村整備課中山間振興係

メール：nousonka@pref.gunma.lg.jp

電話：027-226-3152（直通）

別添

対象経費

区 分		内 容
直接経費	報償費	講師等への謝礼金
	旅費	交通費(電車、路線バス、タクシー等の運賃)、宿泊費
	需用費	事務用品、消耗品、印刷製本費、燃料費、原材料費など
	役務費	切手代、宅配費用、振込手数料、ボランティア保険料など
	使用料及び賃借料	バス借上料、会場借上料、レンタカー料金など
	委託料	必要となる業務の一部を他社に請け負わせるのに必要な経費
間接経費	事務管理費	当該事業の遂行に関連する事務管理費等

※間接経費等が必要な場合は、直接経費の上限 10%まで見込むことができる。

※上記に規定がない費用については、その都度県と協議の上、決定するものとする。